

平成24年度島根県普通会計決算及び 健全化判断比率等の概要

1. 普通会計決算

(1) 総括

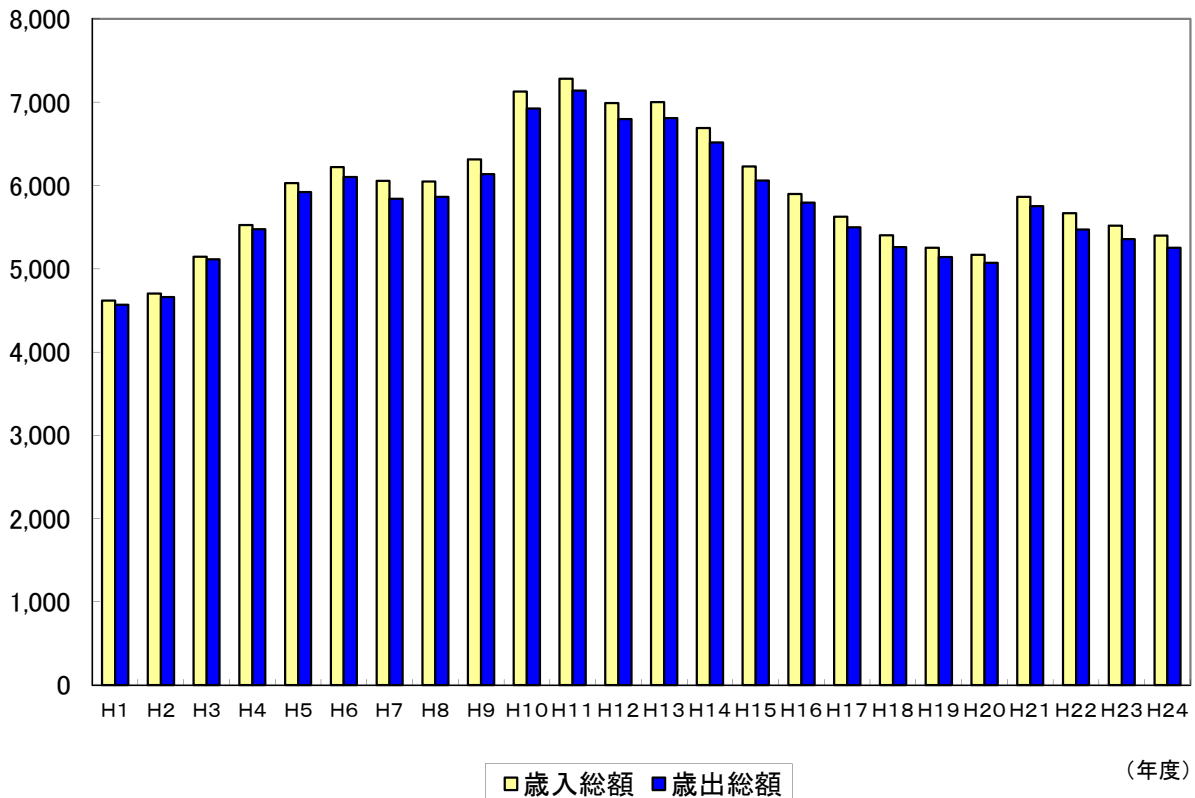
歳入については、国の経済対策に係る国庫支出金や基金からの繰入金の減等により減少した。また、歳出については、公債費の減や国費を財源とした経済対策事業の減等により減少した。この結果、歳入・歳出総額はともに減少した。

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
歳入総額 ①	539,911	551,693	▲ 11,782	▲ 2.1%
歳出総額 ②	525,197	535,568	▲ 10,371	▲ 1.9%
形式収支 ③=①-②	14,714	16,125	/	/
翌年度繰越財源 ④	9,941	10,802		
実質収支 ⑤=③-④	4,773	5,323		

億円

【普通会計決算額の推移】



(2) 歳入の状況 (対前年度比▲11,782百万円 ▲2.1%)

※()内の数字は対前年度比

- ① 県 税 (▲247百万円、▲0.4%)
 - ・個人県民税の増、不動産取得税の減等により全体として減少
- ② 繰入金 (▲8,247百万円、▲32.1%)
 - ・国費を財源とした基金の取崩しの減等により減少
- ③ 繰越金 (▲3,641百万円、▲18.4%)
 - ・繰越事業充当財源の減等により減少
- ④ 地方交付税 (+1,231百万円、+0.7%)
 - ・算定方法の変更により増加
 - (地方交付税と臨時財政対策債の合計額は横ばい)
- ⑤ 国庫支出金 (▲5,728百万円、▲6.6%)
 - ・国の経済対策に伴う交付金の減等により減少
- ⑥ 県 債 (+7,861百万円、+10.6%)
 - ・緊急防災・減災事業債の発行額の増等により増加

○歳入決算内訳

(単位：百万円)

区 分	平成24年度		平成23年度		比 較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
自 主 財 源	179,992	33.4%	194,617	35.3%	▲14,625	▲7.5%
県						
県 税	62,475	11.6%	62,722	11.4%	▲247	▲0.4%
県 民 税	21,934	4.1%	21,041	3.8%	893	4.2%
個人県民税	18,599	3.5%	17,727	3.2%	872	4.9%
法人県民税	2,717	0.5%	2,620	0.5%	97	3.7%
株式等譲渡所得割	36	0.0%	38	0.0%	▲2	▲5.3%
利子割等	582	0.1%	656	0.1%	▲74	▲11.3%
事 業 税	9,745	1.8%	9,372	1.7%	373	4.0%
個人事業税	581	0.1%	564	0.1%	17	3.0%
法人事業税	9,164	1.7%	8,808	1.6%	356	4.0%
地方消費税	13,092	2.5%	13,205	2.4%	▲113	▲0.9%
不動産取得税	834	0.2%	2,101	0.4%	▲1,267	▲60.3%
自動車税	8,333	1.5%	8,413	1.5%	▲80	▲1.0%
軽油引取税	5,600	1.0%	5,641	1.0%	▲41	▲0.7%
その他	2,937	0.5%	2,949	0.6%	▲12	▲0.4%
分担金及び負担金	4,770	0.9%	2,776	0.5%	1,994	71.8%
使用料及び手数料	3,782	0.7%	3,698	0.7%	84	2.3%
財産収入	1,599	0.3%	1,583	0.3%	16	1.0%
寄附金	11	0.0%	9	0.0%	2	22.2%
繰入金	17,406	3.2%	25,653	4.6%	▲8,247	▲32.1%
うち財調基金等取崩分	2,682	0.5%	4,611	0.8%	▲1,929	▲41.8%
繰越金	16,125	3.0%	19,766	3.6%	▲3,641	▲18.4%
諸収入	73,824	13.7%	78,410	14.2%	▲4,586	▲5.8%
依 存 財 源	359,919	66.6%	357,076	64.7%	2,843	0.8%
地方譲与税	11,680	2.2%	11,448	2.1%	232	2.0%
地方特例交付金	172	0.0%	918	0.2%	▲746	▲81.3%
地方交付税	185,452	34.3%	184,221	33.4%	1,231	0.7%
(地方交付税+臨財債)	(220,794)	(40.9%)	(220,884)	(40.0%)	(▲90)	(▲0.0%)
交通安全対策特別交付金	245	0.0%	252	0.0%	▲7	▲2.8%
国庫支出金	80,553	14.9%	86,281	15.6%	▲5,728	▲6.6%
県 債	81,817	15.2%	73,956	13.4%	7,861	10.6%
歳入合計	539,911	100.0%	551,693	100.0%	▲11,782	▲2.1%

※地方消費税は清算後の額である。

(3) 歳出の状況 (対前年度比▲10,371百万円 ▲1.9%)

※ () 内の数字は対前年度比

- ① 人件費 (+3,386百万円、+2.9%)
 - ・ 特例減額の終了に伴う職員給の増等により増加
- ② 公債費 (▲5,830百万円、▲5.8%)
 - ・ 通常償還額の減、繰上償還額の減等により減少
- ③ 普通建設事業費 (+805百万円、+0.7%)
 - ・ 常備消防体制整備事業(補助)、防災情報システム整備事業(単独)の増等により増加
 - なお、補助・単独それぞれの決算額の増減については、平成23年度に単独事業として分類していた社会資本整備総合交付金事業の一部を、平成24年度は国の統計分類上、補助事業へ変更されたことによるものである。
- ④ 物件費・補助費等 (▲1,888百万円、▲2.0%)
 - ・ 国経済対策の雇用機会創出事業や介護職員処遇改善事業の減等により減少
- ⑤ 積立金 (▲2,304百万円、▲16.4%)
 - ・ 国の経済対策に伴う交付金の減等により減少

○歳出決算内訳

(単位：百万円)

区分	平成24年度		平成23年度		比較		
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率	
性別 質別 歳出 内訳	義務的経費	225,312	42.9%	228,234	42.6%	▲2,922	▲1.3%
	人件費	120,043	22.9%	116,657	21.8%	3,386	2.9%
	除く退職手当	108,364	20.6%	105,551	19.7%	2,813	2.7%
	公債費	95,119	18.1%	100,949	18.8%	▲5,830	▲5.8%
	扶助費	10,150	1.9%	10,628	2.0%	▲478	▲4.5%
	投資的経費	119,077	22.7%	117,602	22.0%	1,475	1.3%
	普通建設事業費	117,150	22.3%	116,345	21.7%	805	0.7%
	うち補助	72,961	13.9%	63,613	11.9%	9,348	14.7%
	うち単独	36,037	6.9%	45,934	8.6%	▲9,897	▲21.5%
	災害復旧費	1,927	0.4%	1,257	0.3%	670	53.3%
	その他の経費	180,808	34.4%	189,732	35.4%	▲8,924	▲4.7%
	物件費・補助費等	93,263	17.7%	95,151	17.8%	▲1,888	▲2.0%
	維持補修費	7,345	1.4%	7,611	1.4%	▲266	▲3.5%
	積立金	11,705	2.2%	14,009	2.6%	▲2,304	▲16.4%
投資・出資金	1,443	0.3%	1,739	0.3%	▲296	▲17.0%	
貸付金	66,182	12.6%	70,446	13.2%	▲4,264	▲6.1%	
繰出金	870	0.2%	776	0.1%	94	12.1%	
歳出合計	525,197	100.0%	535,568	100.0%	▲10,371	▲1.9%	
目的別 歳出 内訳	総務費	26,700	5.1%	20,770	3.9%	5,930	28.6%
	民生費	52,560	10.0%	54,508	10.2%	▲1,948	▲3.6%
	衛生費	19,485	3.7%	22,918	4.3%	▲3,433	▲15.0%
	労働費	6,226	1.2%	8,661	1.6%	▲2,435	▲28.1%
	農林水産業費	40,531	7.7%	44,590	8.3%	▲4,059	▲9.1%
	商工費	70,624	13.4%	77,022	14.4%	▲6,398	▲8.3%
	土木費	87,211	16.6%	85,091	15.9%	2,120	2.5%
	警察費	20,467	3.9%	19,943	3.7%	524	2.6%
	教育費	95,512	18.2%	91,049	17.0%	4,463	4.9%
	災害復旧費	1,927	0.4%	1,257	0.2%	670	53.3%
	公債費	95,235	18.1%	101,086	18.9%	▲5,851	▲5.8%
その他	8,719	1.7%	8,673	1.6%	46	0.5%	

2. 財政健全化法における健全化判断比率等

(1) 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等

算定の結果、いずれの指標も早期健全化基準に該当しない状況。

①実質赤字比率 **－%** (実質赤字なし)

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

一般会計等 (= 普通会計) の実質赤字額
標準財政規模

【基準】

早期健全化基準 3.75%
財政再生基準 5%

②連結実質赤字比率 **－%** (実質赤字・資金不足なし)

全会計を対象とした実質赤字 (又は資金の不足額) の標準財政規模に対する比率

算出方法

連結 (一般会計等 + 公営企業会計) 実質赤字額
標準財政規模

【基準】

早期健全化基準 8.75%
財政再生基準 15%

③実質公債費比率 (3か年平均) **14.6%** (対前年度▲1.4ポイント)

■算定開始 (H17決算) 以降最低値

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

算出方法

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)
－ (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

《参考》

H17 17.9%
H18 18.1%
H19 17.8%
H20 17.9%
H21 17.3%
H22 17.0%

【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

④将来負担比率 **179.7%** (対前年度▲3.7ポイント)

■算定開始以降、5年連続減少

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

算出方法

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る
基準財政需要額算入見込額)
標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

《参考》

H19 227.9%
H20 225.4%
H21 213.1%
H22 187.0%
H23 183.4%

【基準】 早期健全化基準 400%

※将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤資金不足比率 ー% (いずれの会計も資金不足なし)

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【基準】 経営健全化基準 20%

(2) 健全化判断比率等以外の参考指標 (普通会計)

(単位: 百万円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収支比率	88.6%	94.1%	94.9%	93.7%	92.5%	89.3%	89.7%	89.8%
前年度比	▲2.4ポイント	5.5ポイント	0.8ポイント	▲1.2ポイント	▲1.2ポイント	▲3.2ポイント	0.4ポイント	0.1ポイント
地方債現在高	1,051,767	1,037,230	1,022,978	1,003,552	1,009,178	1,007,394	994,483	994,217
前年度比	2,430	▲14,537	▲14,252	▲19,426	5,626	▲1,784	▲12,911	▲266

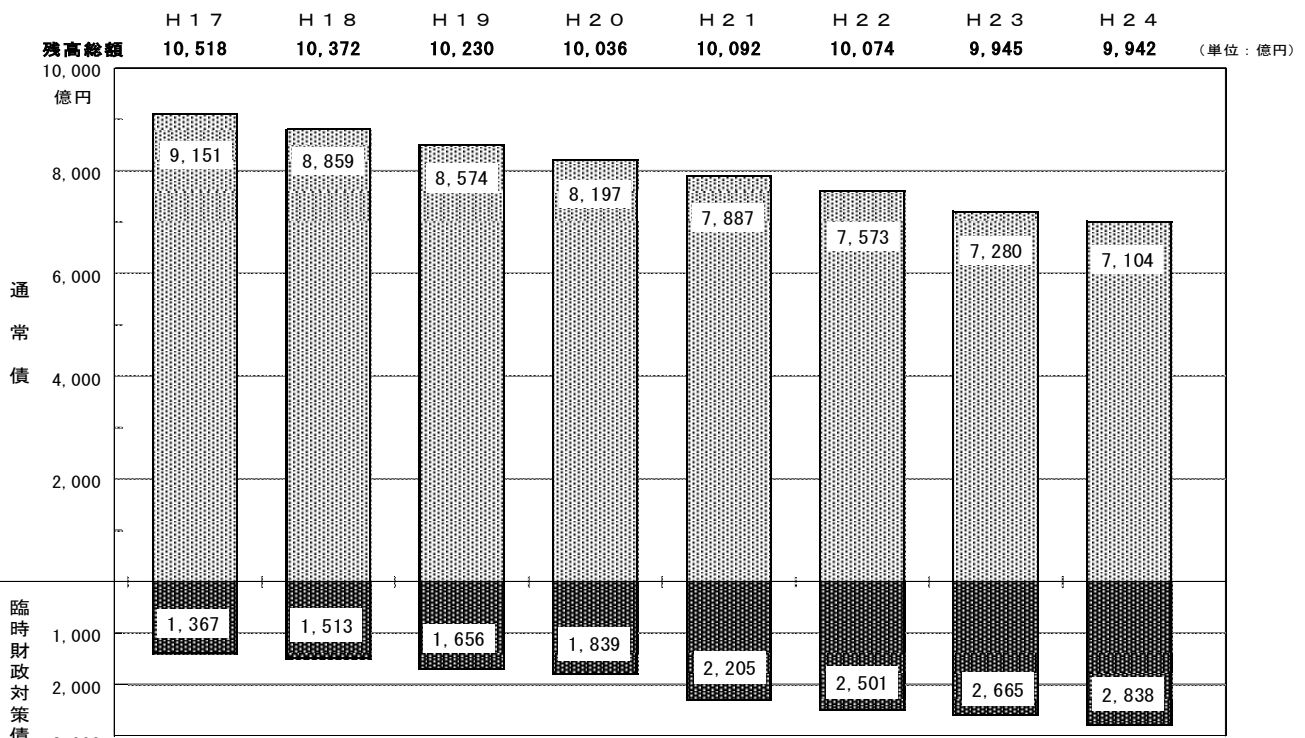
※地方債現在高は特定資金公共投資事業債 (NTT債) を除く。

○経常収支比率…財政構造の弾力性をみる指標

= 経常的な経費に充当した一般財源 ÷ 経常的な一般財源としての収入

※経常的な経費…人件費、扶助費、公債費等毎年度経常的に支出される経費

県債残高の推移



※臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。地方交付税の振替であり元利償還金については、後年度に全額交付税措置。

(参考) 財政健全化法の概要

① 概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化を図るための計画等を策定する制度を定め、財政の早期健全化を図る。

平成20年度決算から、一定の水準を超えた場合の財政健全化計画及び財政再生計画の策定等が義務づけ。健全化判断比率の公表は平成19年度決算から適用。

② 健全化判断比率等の公表

○地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表(※) (法第3条)

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

○公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表 (法第22条)

③ 財政の早期健全化、財政の再生

健全化判断比率が一定の基準を超えた場合は、計画の策定が義務づけ。

(早期健全化段階)

- ②のア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、
- ・財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、

- ・経営健全化計画を作成
- ・「早期健全化段階」と同様の仕組みにより健全化を図る。

(財政再生段階)

- ②のア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、
- ・財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表
 - ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限
 - ・収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債(*)の起債が可能

*再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要

(参考) 健全化判断比率等の対象について

地方自治法上の区分	健全化法上の区分	会計名・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計	一般会計等	○一般会計	↓	↓	↓	↓	
		○公債管理特別会計 ○総務事務集中処理特別会計 ○証紙特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○母子寡婦福祉資金特別会計 ○あさひ社会復帰促進センター特別会計 ○農林漁業改善資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○県営住宅特別会計					
特別会計	公営事業会計	本県該当なし(国保事業会計等)					
	公営企業会計	○病院事業会計 ○電気事業会計 ○工業用水道事業会計 ○水道事業会計 ○宅地造成事業会計 ○中海水中貯木場特別会計 ○臨港地域整備特別会計 ○流域下水道特別会計					※公営企業ごとに算定
	一部事務組合等	○隠岐広域連合 ○境港管理組合					
	地方公社・第三セクター等 (第三セクター等は損失補償対象団体のみ)	○島根県土地開発公社 ○公立大学法人島根県立大学 ○(公財)島根県環境管理センター ○(公財)しまね農業振興公社 ○(公社)島根県林業公社 ○島根県信用保証協会 ○島根県農業信用基金協会 ○島根県漁業信用基金協会 ○(公財)しまね産業振興財団					